

中井町農地等災害復旧事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豪雨によって被害を受けた農地等の復旧事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町の農業振興に資することを目的とし、中井町補助金等の交付に関する規則（平成10年5月6日規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 農地等 耕作の目的に供される土地及び隣接する畦畔をいう。
- (2) 国庫補助事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)で定める災害復旧事業をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、中井町役場の雨量計において24時間連続雨量80mm以上若しくは時間雨量20mm以上の観測がされ、降雨量及び被害の状況を勘案して町長が必要と認めた場合で、次の各号のすべてに該当する町内の農地等の復旧事業とする。

- (1) 作付けされ日常的に管理している農地等
- (2) 農地等の崩壊により人命や財産に影響がある箇所
- (3) 1箇所の復旧費が5万円を超える農地等
- (4) 受益者負担に同意が得られた農地等
- (5) 支援後の作付けを5年間行える農地等

(補助金額)

第4条 補助率は次表のとおりとし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区 分	補 助 率	備 考
復旧費40万円未満	復旧費から5万円を除いた額の3分の2に相当する額	土砂撤去及び法面土砂流出防止策に係る費用のみ
復旧費40万円以上で 国庫補助事業の対象外	復旧費から5万円を除いた額の3分の2に相当する額 (上限70万円)	土砂撤去及び法面土砂流出防止策に係る費用のみ
復旧費40万円以上で 国庫補助事業の対象	復旧費から国庫補助分及び5万円を除いた額の3分の1に相当する額	

※法面土砂流出防止策とは、柵工・植栽土嚢等による土砂流出防止工を指す。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中井町農地

等災害復旧事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （１）見積書の写し
- （２）被災箇所の位置図
- （３）被災状況が確認できる写真
- （４）その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一箇所において 1 回までを限度とする。

（交付の決定）

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合、必要に応じて現地調査等を行うとともに、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をしたときは、速やかに中井町農地等災害復旧事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）又は中井町農地等災害復旧事業補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者が第 5 条の申請内容を変更しようとするときは、中井町農地等災害復旧事業補助金交付変更承認申請書（第 4 号様式）に同条第 1 項各号に掲げる書類のうち変更後の内容が分かる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当又は不適当と認めたときは、中井町農地等災害復旧事業補助金交付変更承認（不承認）書（第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに、中井町農地等災害復旧事業補助金実績報告書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （１）完成時の写真
- （２）領収書又は請求書の写し
- （３）その他町長が必要と認める書類

（交付確定通知書）

第 9 条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、報告書及び添付書類を審査のうえ、中井町農地等災害復旧事業補助金交付確定通知書（第 7 号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知する。

（補助金の請求）

第 10 条 補助金の交付確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して 10 日を経過する日までに、中井町農地等災害復旧事業補助金交付請求書（第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町は、前項による請求があった場合には、当該工事代金の一部として補助金を申請者に支払うものとする。

(交付の取消し等)

第11条 町長は、前条の補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者と認めた場合は、補助金の交付決定を取消し、すでに交付した補助金の返還を命ずることができる。

(事前着工)

第12条 緊急を要する工事については、町長の承諾を受け、補助金の交付決定前に着手することができる。

2 前項の規定により事前着工を行う申請者は、中井町農地等災害復旧事業補助金事前着工届（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

(監督)

第13条 町長は、当該工事について、随時職員を派遣し、監督または必要な事項について指示させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前、令和6年8月29日から令和6年9月1日に発生した豪雨による被害に限り、第5条各号に規定する書類の提出されたものについては、この要綱を適用する。